

令和7年度 第447回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年6月30日（月）午前10時00分から午前10時34分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1－1、1－2
- 3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

賃金課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第447回東京地方最低賃金審議会を始めます。

私は、賃金課長の若月と申します。よろしくお願いいたします。会長、会長代理が選出されるまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきます。以後、着座にて進めさせていただきます。

主任賃金指導官 マスコミの方々に対する遵守事項の説明をさせていただきます。

撮影等は審議開始前までとさせていただきます。冒頭の局長挨拶が終了しましたら、御案内いたします。

なお、審議の途中で撮影を認める場合がありますが、その際は、事務局から連絡させていただきます。

お手元のタブレット内の資料の確認をさせていただきます。本日は、議事次第、座席表、資料目次と題する資料集、参考資料目次と題する資料集を格納しております。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

賃金課長 開催に当たりまして、東京労働局長の富田より御挨拶をさせていただきます。

東京労働局長 東京労働局長の富田でございます。おはようございます。

本日は、御多用のところ、また非常にお暑い中、第447回東京地方最低賃金審議会に御臨席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年6月13日に閣議決定されました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025におきましては、

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響

を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素データに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただく等の記述が盛り込まれたところでございます。

私といたしましては、公労使三者構成でしっかりと議論していただきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、こうした状況についても十分御配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定について御審議いただきますようお願い申し上げます。

これから暑さが厳しい季節となりますが、首都東京の最低賃金について、熱心な御審議を改めてお願いし、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

主任賃金指導官
賃金課長

報道機関の方、冒頭の撮影及び録音はここまでとしてください。

それでは、審議に入ります。

本日御出席の皆様方におかれましては、去る令和7年5月17日付けで、第49期東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長より、お一人お一人直接にお渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

それでは、私から、資料1の委員名簿記載順に従いまして、委員の方を御紹介させていただきます。資料1を御覧ください。

公益代表委員から御紹介いたします。

石毛明範委員です。

石毛委員
賃金課長
神吉委員
賃金課長

石毛でございます。よろしくお願いいたします。

神吉知郁子委員です。

神吉でございます。よろしくお願いいたします。

永縄恭子委員です。

永縄委員	永縄でございます。よろしくお願いいたします。
賃金課長	成田妙庫委員です。
成田委員	成田でございます。よろしくお願いいたします。
賃金課長	原昌登委員です。
原委員	原です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	本田敦子委員です。
本田委員	本田でございます。よろしくお願いいたします。
賃金課長	労働者代表委員を御紹介いたします。
	大島太郎委員です。
大島委員	大島です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	金子富紀委員です。
金子委員	金子です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	澤登祐子委員です。
澤登委員	澤登です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	清野彰委員です。
清野委員	清野です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	土屋亮委員です。
土屋委員	土屋です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	宮澤典子委員です。
宮澤委員	宮澤です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	使用者代表委員を御紹介いたします。
	大辻俊文委員です。
大辻委員	大辻です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	加藤仁委員です。
加藤委員	加藤です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	神尚武委員です。
神委員	神と申します。よろしくお願いいたします。
賃金課長	清田素弘委員です。
清田委員	清田です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	小林仁志委員です。

小林委員	小林です。よろしくお願いします。
賃金課長	布袋悠介委員です。
布袋委員	布袋と申します。よろしくお願いします。
賃金課長	続きまして、委員の出席状況について、主任賃金指導官の高垣より御報告させていただきます。
主任賃金指導官	本日は、公益代表委員 6 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名に御出席をいただいております、委員定数18名のうち全員が御出席です。で、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。
賃金課長	本日は、第49期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員も紹介をさせていただきます。
	東京労働局長の富田です。
東京労働局長	よろしくお願いします。
賃金課長	労働基準部長の川又です。
労働基準部長	川又です。よろしくお願いします。
賃金課長	主任賃金指導官の高垣です。
主任賃金指導官	高垣と申します。よろしくお願いします。
賃金課長	賃金課長補佐の内山です。
賃金課長補佐	内山と申します。よろしくお願いします。
賃金課長	賃金指導官の藤目です。
賃金指導官	藤目と申します。よろしくお願いします。
賃金課長	賃金指導官の青木です。
賃金指導官	青木です。よろしくお願いいたします。
賃金課長	賃金係長の岡本です。
賃金係長	岡本と申します。よろしくお願いいたします。
賃金課長	以上、よろしくお願いいたします。
	それでは、議事（1）会長、会長代理の選出に入らせていただきます。
	会長の選出につきましては、最低賃金法第24条第 2 項におきまして、公益を代表する委員のうち、委員が選挙するとされております。公益代

表委員の方で会長候補について、どなたか御推薦ありますでしょうか。

成田委員、お願いいたします。

成田委員

それでは、会長に本田委員を推挙いたします。

賃金課長

ありがとうございます。ただいま成田委員より本田委員を会長に、との御推挙がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしとのことですので、会長には本田委員の就任を決定させていただきます。

続きまして、会長代理の選出に移ります。会長代理につきましては、最低賃金法第24条第4項におきまして、会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから、委員が選挙した者が会長の職務を代理するとされております。公益代表委員の方で会長代理候補について、どなたか御推薦ありますでしょうか。

成田委員、お願いいたします。

成田委員

それでは、会長代理に永縄委員を推挙いたします。

賃金課長

ありがとうございます。ただいま成田委員より、永縄委員を会長代理にとの御推挙がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしとのことですので、会長代理には、永縄委員の就任を決定させていただきます。

それでは、会長から御挨拶をいただき、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

本田会長

では、御指名ですので、私から簡単ではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま会長に選出されました本田と申します。

今年度は、国内においては昨年度に引き続いて物価の急激な上昇、国

外におきましては米国の貿易政策により経済・雇用に大きな影響が続く
中、これらを踏まえた審議がなされることと予想されます。

また、最低賃金につきましても、世間の注目というものが昨年度以上
に増してきているものというふうに認識しております。

そのため、当審議会におきましては、非常に厳しい判断を迫られるこ
ともあるかと存じますが、私の方でも円滑な議事進行に努めてまいりま
すので、皆様におかれましても議事進行に御協力いただく他、労使の意
見の一致に向けた御努力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお
願いいたします。

それでは、議事を進めていきます。

議事（２）東京都最低賃金の改正決定について（諮問）に入ります。

本日、労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問をされる御意
向とのことですので、局長、よろしくお願いします。

賃金指導官

報道機関の方に御連絡いたします。

これ以降、事務局が指示するまでの間、撮影を許可します。

（諮問文手交）

賃金指導官

報道機関の方に御連絡いたします。これ以降、撮影はお控えください。

本田会長

ただいま、諮問文を受け取りました。事務局は各委員に諮問文の写し
を配り、諮問文を読み上げてください。

主任賃金指導官

それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

（諮問文配付）

主任賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げます。

東労発基0630第1号

令和7年6月30日付け

東京地方最低賃金審議会会長殿

東京労働局長 富田望

東京都最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

以上でございます。

本田会長 諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金課長補佐 資料2から資料5について御報告いたします。

資料目次と題する資料集について御説明いたします。

まず、資料2 2025年 春季賃上げ要求・妥結状況（2025年5月15日現在）です。

東京都が都内の1,000民間労働組合を対象に、産業別規模別の令和7年・春季賃上げ要求状況及び妥結状況について調査した、令和7年5月15日現在の中間集計結果です。

また、10年間の要求・妥結状況について、こちらも東京都が公表しているものになります。

続きまして、資料3 労働経済関係資料です。

いずれも東京都及び全国の労働経済についての資料です。厚生労働省、東京都等が公表している各種資料に基づいて、事務局で編集したものです。

その1、こちらは雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料です。

その2、こちらは鉱工業指数、所得・消費物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。

その1、その2共に、各表の上段が令和2年から令和6年までの年平均、その下に、令和7年1月以降の各月の数値を示しております。

資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に掲載してございます。

続きまして、資料4 賃金引上げの支援策及び業務改善助成金の御案

内です。

賃金引上げの支援策のリーフレットになります。令和7年度は、業務改善助成金を含めた賃上げ支援助成金パッケージとして各種助成金を示して事業場の状況に応じた利活用を促すこととして取り組んでおります。

次に、令和7年度業務改善助成金の御案内でございます。

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等を実施して業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引上げる中小企業事業主に業務改善に要した経費の一部を助成するものとなっております。

助成内容といたしましては、時給引上げ30円コース、45円コース、60円コース、90円コースの4コースがあり、東京都内の事業場の場合、助成率は費用の4分の3となっております。

令和7年度も多少変更がございます。主な変更点は、

①申請期間と賃金引上げ期間について、複数の期間設定とすることにしたこと、

②助成率区分を1,000円未満（5分の4）と1,000円以上（4分の3）に変更と生産性要件を廃止したことです。

続いて、資料5 令和6年度 地域別最低賃金改定状況です。

令和6年度の全国の地域別最低賃金改定状況の一覧表になります。東京は、50円引上げで1,163円となっております。

私からの説明は以上です。

本田会長

何か御質問、御意見等があれば、お願いします。

（特になし）

本田会長

よろしいでしょうか。

ただいま、当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続について事務局から説明してください。

賃金課長

最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める

関係者の意見聴取に係る手続について御説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日令和7年6月30日、意見書提出期日を令和7年7月17日までとすることを予定しております。よろしくお願いいたします。

本田会長 また、今後、最低賃金法第25条第2項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うことになりますが、専門部会委員の任命の手続等について、事務局より説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金審議会令第6条に定める専門部会委員の任命手続について御説明申し上げます。

専門部会の委員については、同条第1項により公労使委員各3名、委員9名以内とされております。公益代表委員につきましては、労働局長が任命いたします。同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日、令和7年6月30日、推薦書提出期日は令和7年7月17日を予定しております。

本田会長 労使の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

本田会長 続きまして、議事(3)その他に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 参考資料としてお配りしております参考資料1から参考資料7について御報告いたします。

参考資料目次と題されております資料集の方を御覧ください。

はじめに、参考資料1、最低賃金に関する要望を御覧ください。

こちらは、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び

全国中小企業団体中央会から東京労働局長、労働基準部長、総務部長宛てで御提出いただいたものです。

1 といたしまして、最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使双方参加の場での議論を、

2 といたしまして、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠の基、納得感のある審議決定を、

3 といたしまして、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を、

4 といたしまして、中小企業・小規模事業者の人手不足につながる年収の壁問題の解消を、

5 といたしまして、改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を、

6 といたしまして、産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を、
でございます。

続きまして、参考資料 2、最低賃金の引上げを求める意見書でございます。

こちらは第二東京弁護士会から東京地方最低賃金審議会宛てで提出いただいております。

東京都の最低賃金を現実的な生活水準を維持する程度への大幅な引上げを求める意見書です。

第 1 といたしまして、生計を支えるものとしての最低賃金、

第 2 といたしまして、外国人労働者の生活保障、

第 3 といたしまして、最低賃金引上げに伴って生じ得る懸念への対処が記載されております。

続きまして、参考資料 3、要請書を御覧ください。

これは全日本建設交運一般労働組合東京都本部から提出されたものでございます。

こちらの項目 3 に、最低賃金に係る御要請をいただいております。

トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備を行うこと

でございます。

続きまして、参考資料4です。

居住地域都内の60代以上、非正規労働者個人の方から、「生活できる最賃に！少なくとも1,500円以上に！」とのメッセージをはがきでいただいております。

こちらのはがき等、令和7年5月30日以降、6月19日までに、同様のはがきによるメッセージが合計で25通送付されています。

そのうち、代表して幾つかのメッセージをお読みします。

「早急に暮らしを守る最低賃金へ。」

20代、正規労働者の方。

「早急に時給1,700円以上、お願いします。」

50代、正規労働者の方。

「物価が高騰している中、8時間働けば人間らしく暮らせる最低賃金にしてください。」

60代以上、非正規労働者の方。

続きまして、参考資料5、2025年度 最低賃金引上げに関する要請書及び2025年度 最低賃金引上げに関する要請書 署名1,870筆（抜粋）でございます。

こちらは、日本労働組合総連合会東京都連合会から御提出いただいたものです。

2025年度 最低賃金引上げに関する要請書を御覧ください。御要請として二つ項目がございます。

1 東京都最低賃金の改定として、日本の首都東京における最低賃金は、時間給1,500円を目指し、そして全国各県の最低賃金が時間給1,000円以上となるように、今年度の引上げ額を審議すること。

2 特定最低賃金の存続でございます。

続きまして、2025年度 最低賃金引上げに関する要請書 署名1,870筆（抜粋）を御覧ください。

こちらは御提出いただきました署名1,870筆の中から抜粋したものでございます。こちら以外の署名につきましては、会場中央のテーブルの

上に置かせていただいております。

続きまして、参考資料6、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明でございます。

こちらは、東京弁護士会から東京地方最低賃金審議会長、東京労働局長宛てで提出いただいております。

東京都区部の消費者物価指数は上昇しており、特に今年5月の個別費目中食料の速報値は前月同月比5.8%上昇となり、令和6年10月1日からの東京都最低賃金額の引上げ額50円は不十分であること、2020年代に1,500円という政府目標はできる限り前倒しで達成される必要があり、最低賃金額はより速やかに大幅な引上げが行われるべきであること等が記載されております。

続きまして、参考資料7、全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給2,000円の実現、東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書及び全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1,700円の実現を求める要請 署名18,826筆（抜粋）を御覧ください。

これらは東京春闘共闘会議及び東京地方労働組合評議会から提出されたものでございます。

まず、全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給2,000円の実現、東京最低賃金審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書を御覧ください。

1 といったしまして、東京労働局、東京地方最低賃金審議会として、東京で早期に時給2,000円を実現されたい。最低賃金法を改正し、支払能力論を削除し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度を実現されたい。生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度を実現されたい。早期にどこでも時間額1,500円を実施されたい等が、

4 といったしまして、東京地方最低賃金審議会委員に推薦者（東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議からの推薦者含む）については、選考経過（応募総数や所属労働組合等の結果報告、応募者等に対する選考結果の通知）を明らかにするとともに、選任基準となる基発545号（1961年6月15日付け）に基づき公正に選出されたい。

5 といったしまして、東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態

について、最賃審議会では直接意見陳述を行われたい。意見陳述は公開審議で行われたい。

6 といまして、今年度の審議会の開催スケジュールと開催会場をできるだけ早く明らかにされたい。審議会は、本審はもとより専門部会の全面公開とすることを貴局として審議会に対し要望されたい。また、専門部会の議事録を公開されたい。

7 といまして、貴局として審議会に対し、全国の地方最賃審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米や諸外国における最低賃金の動向を資料提供されたい。また、東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議で用意する最低生計費調査等の資料についても審議会で討議材料とされたいでございます。

東京春闘共闘会議より、自治体キャラバン21 全都募集時給調査報告及び物価高騰下での生計費資産のアップデートが提出されておりますため、委員の皆様のお手元に桃色と黄緑色の冊子を配付してございます。

自治体キャラバン21 全都募集時給調査報告は主に2024年10月13日、20日配達の求人誌等からパートタイマー、アルバイトの地域別、職種別の募集時平均時給を、2,068件調査したもので、依然最低賃金近傍での求人が減っていないと考えられる等の結果が得られたとのことです。

物価高騰下での生計費資産のアップデート、東京で労働者が普通に暮らすためにはどのくらい費用がかかるのか、最低生計費調査を実施したもので、2025年4月時点での費用を基にすると、最低賃金は少なくとも時給1,600円から1,700円、人間らしい労働時間を加味すれば時給2,000円ほどの水準が必要とのことです。

続きまして、全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1,700円の実現を求める要請を御覧ください。

こちらは東京春闘共闘会議から提出された署名18,826筆の中から抜粋した署名でございます。こちら以外の署名につきましては、会場中央のテーブルの上に置かせていただいております。

最後に、当該参考資料作成後に1件、書面の送付がありましたので、追加して書面で配付させていただいております。

めぐろユニオンから東京地方最低賃金審議会宛てで提出された書面を御覧ください。

東京都最低賃金の大幅引上げ、最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求める内容となっております。

私からの説明は以上になります。

本田会長 ありがとうございました。委員の方々は御確認願います。

事務局から他に何かありますか。

賃金課長 次回の審議会の開催日時につきましては、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

本田会長 本日の議事は、以上で全て終了となります。本日の議事録につきましては、公益委員は私が、労働者側委員は大島委員、使用者側委員は大辻委員に御確認をお願いいたします。

さて、東京地方最低賃金審議会におきましては、本日が、使側代表委員の加藤委員に御参加いただく最後の審議会となります。審議会の円滑な運営に御尽力いただき、心から感謝しております。どうもありがとうございました。

加藤委員から一言お願いします。

加藤委員 まずは、こういう機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、令和2年度、コロナ禍が始まった年からお世話になっております。以降、毎年毎年、まさに波乱万丈の、先例のないような非常に厳しい審議が続いてきました。

しかし、その中でも一貫して、公益の先生方からは、大所高所からの、非常に有意義な御意見をたくさんいただきました。

また、労側の皆さんからは、労働者・生活者の視点から、地に足のついた厳しい、厳しい意見をいただきました。

それぞれ立場は違いましたが、法第1条に規定するところの国民経済の健全な発展、これに向けまして、常に真摯な議論をさせていただきました。このことは私の大きな財産となります。

今、これからまさに今年の審議が始まろうというこのときに、辞職を

させていただきますことは、本当に心苦しい限りでございます。

最後になりますが、委員の皆様方、そして事務局の皆様方の御健勝を
祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

今まで本当にありがとうございました。

本田会長

今後の御健康を心からお祈りいたしております。

それでは、本日はこれにて終了といたします。